



議案第九十四号

本泉地区かんがい排水事業の経費の賦課基準並びにその徴収の
時期及び方法について

次のとおり本泉地区かんがい排水事業の経費の賦課基準並びにその徴収の時期及び方法
について、三朝町管土地改良事業の経費の賦課に関する条例（昭和四十七年三朝町条例第
十六号）第二条第二項の規定により、本議会の承認を求める。

昭和五十六年九月十七日

三朝町長 松村喬成

昭和五十六年九月廿六日 原案可決

三朝町議会議長牧田禎

- 一 事業の名称及び工事名
かんがい排水事業（第三期山村振興農林漁業対策事業）
本泉地区かんがい排水工事
- 二 施行場所
三朝町大字本泉地内
- 三 経費の賦課基準
事業費の三十パーセントを受益者に面積割で賦課するものとする。
- 四 徴収の時期
工事に着手した日の翌日からその年度の三月三十一日までの間
- 五 徴収の方法
金銭とし、三朝町税条例（昭和四十五年三朝町条例第十八号）の例による。